株式会社悠　なんてん福祉事業　虐待防止委員会設置要綱　　（ 設　置 ）

1. 株式会社悠なんてん福祉事業（以下「法人」）に虐待防止委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（ 目　的 ）

1. 委員会は利用者の安全と人権擁護の観点から、適切な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないように、定期的に又は適時、委員会を開催し虐待の防止に努めることを目的とする。

（ 実　施 ）

1. 前条の目的を達成するために次の事業を行う。
2. 法人の職員倫理要綱の策定と啓発。
3. 法人の職員への虐待防止マニュアルの策定と啓発。
4. 虐待防止に係るチェックリストの整備及び実施
5. 虐待防止、権利擁護に係る情報発信、研修企画と実施
6. その他　虐待防止、権利擁護、身体拘束について必要な事項に関すること。

（ 委　員 ）

1. 委員会の委員長、副委員長、法人代表者が選任する。

委員は法人内の管理者の職員から委員長が選任する。

委員長は、委員会における議事の円滑な進行を図る。

会議の都度、会議の状況、内容、意見、結果等を記録し議事録を作成する。

（開　催）

1. 委員会は年に1回以上の定例会を開催するものとし委員長が招集する。

（責　務）

1. 1　委員会は虐待が起こらないように事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない環境作りを目指さなければならない。

2　日頃より利用者への支援の場に虐待につながるような支援が行われてないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導することとする。

（ 事務局 ）

1. 委員会の事務局は法人本部に置く。事務局は、委員会議事録の管理等に努める。

（ その他 ）

1. その他に必要なことは、法人代表者が別に定める。

この要綱は令和４年４月１日より施行する。

　　　　　　　　　　　　職　員　倫　理　要　綱

高齢者及び障害児者の人々が、人間としての尊厳が守られて、安心に安全な自己実現できるように支援することが私たちの責務です。私たちは支援者の一人として誠実な倫理観を持ち、その専門的な役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理要綱を定め、私たちの規範とします。

1. 生命の威厳

私たちは高齢者、障害児者の一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

1. 個人の尊厳

私たちは高齢者、障害児者を一人の人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

1. 人権の擁護

私たちは高齢者、障害児者に対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許すことなく

人としての権利を擁護します。

1. 社会への参加

私たちは高齢者、障害児者の人に対し、年齢、障害種別、状態等にかかわりなく、

社会を構成する一員としての生活が送れるように支援します。

1. 専門的な支援

私たちは自らの専門的な役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、高齢者、障害児者の

一人ひとりが安心に豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援を続けます。

6　人への姿勢

私たちは高齢者、障害児者の人に対し、思いやりと愛情を持って接し、日々健やかに暮らせるよう献身的に支援します。